

裁判官評議会
最高人民裁判所

ベトナム社会主義共和国
独立 – 自由 – 幸福

04/2019/NQ-HĐTP 号

ハノイ，2019年6月18日

判例の選定，公布及び適用手続きに関する議決

最高人民裁判所裁判官評議会

2014年11月24日付人民裁判所組織法に基づき；

2015年6月22日付法規範文書発行法に基づき；

最高人民検察院長官及び司法大臣の統一した意見を得て；

決議：

第1条 判例¹

判例とは、具体的事件についての裁判所の法的効力を有する判決又は決定における立論又は判断で、各裁判所が審理において研究及び適用するため、最高人民裁判所裁判官評議会に選定され、最高人民裁判所長官により判例として公布されるものをいう。

第2条 判例選定基準

判例は、以下の各基準を満たさなければならない：

1. 異なる解釈がある法令の規定を明確にする価値を有し、各争点又は法的事項の分析又は解釈、及び具体的事件において適用すべき原則、処理の方針又は法令の規範を示し、又は法律に具体的な規定がない問題に対する公平の理を表すこと。

¹(監修者注、以下同様)改正前議決(03/2015/NQ-HĐTP)第1条の名称は「判例および判例の法的価値」である。

2. 標準性を有すること。
3. 審理における法令の統一的適用を案内する価値を有すること。²

第3条 判例候補³となる判決，決定の提案⁴

1. 個人，機関，組織は，最高人民裁判所に対し，判例候補の検討のために本議決第2条に案内する各基準を満たす立論・判断を含む，裁判所の法的効力を有する判決又は決定の提案を送付することができる。
2. 各裁判所は本議決第2条に案内する各基準を満たす立論・判断を含む，自らの裁判所の法的効力を有する判決又は決定の精査・発見を行い；最高人民裁判所に対し，判例候補の検討のためにこれらを送付する責任を負う。

第4条 判例候補として選択・提案された判決又は決定に対する意見聴取

1. 判例候補として選択・提案された判決又は決定，判例候補として提案された内容，判例の草案は，本議決第6条2項b，c，d号に案内する場合を除き，関心を持つ各裁判所，専門家，科学者，実務家，個人，機関，組織から意見を聴取するため，最高人民裁判所のポータルに掲載されなければならない。

意見は最高人民裁判所に送付される。意見聴取の期間は掲載日から30日とする。

2. 判例候補として選択・提案された判決又は決定，判例候補として提案された内容，判例の草案に対する意見聴取結果を踏まえ，最高人民裁判所長官は，判例諮問評議会での意見聴取について検討・決定する。判例諮問評議会の意見聴取は本議決第5条2項及び3項の規定に従って実施される。

第5条 判例諮問評議会

² 第2条3項では，改正前議決が規定する「同様な状況又は法的事項を有する複数の事件が同様に解決されなければならないよう保障すること。」の部分が削除された。

³ 原文は「phát triển thành án lệ」であり，直訳すると「判例に発展して成るもの」と理解されることから，ここでは意識した。

⁴ 改正前議決第3条の名称は「判例候補を提案するための判決及び決定の精査，発見」である。

1. 判例諮問評議会は最高人民裁判所長官が設立し、少なくとも 9 人の委員で構成する。判例諮問評議会議長は最高人民裁判所科学評議会議長が、副議長 1 人は最高人民裁判所科学評議会副議長が、他の構成員は司法省、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会の各代表者、関連する機関又は組織の代表者、法律専門家及び最高人民裁判所法制・科学管理部の指導部代表者（兼評議会書記）からなる。

刑事に関する判例について諮問する場合は、判例諮問評議会の構成員には公安省、国防省又は最高人民検察院のいずれかの捜査機関の代表者が含まれなければならない。

2. 判例諮問評議会は、判例候補として選択・提案された判決又は決定、判例候補として提案された内容、判例の草案について討論し、意見を述べる責任を有する。

3. 判例諮問評議会の意見聴取は直接討論又は書面による会議を通じて実施される。最高人民裁判所科学評議会議長は構成員の意見聴取の方法を定め、最高人民裁判所長官に諮問結果を報告する。

第 6 条 判例の採択

1. 最高人民裁判所長官は討論し、判例の採否を表決するため、最高人民裁判所裁判官評議会全体会合を組織する。

2. 判例は以下のいずれかの場合に限り、採択を検討される。

a) 裁判所の法的効力を有する判決又は決定から選定⁵され、この議決第 4 条、第 5 条における規定に従って意見聴取を実施した；

b) 最高人民裁判所裁判官により提案された；

c) 高等人民裁判所裁判官委員会により提案された；

d) 最高人民裁判所裁判官評議会により、監督審、再審を行う際に選定された。

⁵ 「選定」と訳したベトナム語は「phát triển」である。

3. 最高人民裁判所裁判官評議会の会合は、総構成員の少なくとも三分の二の参加がなければならない；最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、裁判官評議会の総構成員の過半数の賛成票による。

4. 表決の結果は、裁判官評議会の判例を選定・採択する会合議事録に記録されなければならない；最高人民裁判所長官が判例を公布するための根拠となる。

第7条 判例の公布

1. 最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会により採択された判例の公布に関する決定を発行する。

2. 公布内容は以下のものを含む。

a) 判例の番号および名称；

b) 判例となる内容を含む裁判所の判決・決定の番号及び名称；

c) 判例の法的状況⁶、法的解決方法；

d) 判例に関する法規定；

d) 判例の法的状況、法的解決方法に関するキーワード；

e) 裁判所の判例に関連する事実関係及び裁判所の判断；

g) 判例の内容。

3. 判例は、最高人民裁判所のポータルサイトに掲載され；各裁判所、最高人民裁判所の各部署に送付され、そして発行する判例集に掲載される。

第8条 審理における判例の適用

1. 判例は、公布日から30日後以降に、審理において、研究・適用される。

⁶ 「法的状況」と訳したベトナム語は「tình huống pháp lý」である。

2. 審理の際、裁判官・人民参審員は判例を研究・適用し；同様の法的問題を有する諸事件は同様に解決されるよう保証しなければならない。同様の法的状況を有する事件について裁判所が判例を適用しない場合、その理由を裁判所の判決及び決定に明確に摘示しなければならない。

3. 裁判所が事件を解決するために判例を適用する場合、判例の番号、名称、法的状況、法的解決方法及び審理対象事件の法的状況を「裁判所の認定」の箇所において援用及び分析しなければならない；具体的な事案に応じて、裁判所の観点を明確にしつつ類似の事件を解決するために判例の内容を一部又は全部引用することができる。

第9条 判例の廃止

1. 判例は法律の変更により適切でなくなった場合、当然に廃止される。

2. 最高人民裁判所裁判官評議会は、次のいずれかの場合には、判例の廃止を検討及び決定する。

a) 判例が事情の変化によりもはや適切ではない場合；

b) 判例候補として選定された内容を有する判決・決定について、判例に関連する全部又は一部が破棄又は修正された場合。

第10条 判例の廃止の手続

1. 個人、機関、組織、裁判所は本議決第9条2項に規定する場合に該当する判例を発見した場合、最高人民裁判所に対し、判例の廃止の検討を建議する。

2. 本議決第9条2項b号に規定する場合に該当する判決又は決定を破棄又は修正した裁判所は、決定の発行日から5営業日以内に、最高人民裁判所に判例の廃止を検討するために破棄・修正決定を添付した報告を送付しなければならない。

3. 本条1項、2項に規定する建議又は報告を受け取った日から30日以内に、最高人民裁判所長官は判例の廃止を検討するために最高人民裁判所裁判官評議会全体会合を開催する。

最高人民裁判所裁判官評議会は本議決第6条3項に規定する原則に従い、判例の廃止の可否を表決する会議を開く。

最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の表決結果に基づき、判例の廃止の通知を発行し、その中で判例の廃止の時点を明確にする。判例の廃止の通知は最高人民裁判所のポータルサイトに掲載し、各裁判所、最高人民裁判所の各部署に送付しなければならない。

第11条 各書式

以下の書式は本議決に添付して発行される。

1. 様式 01-AL 号：判例の選定・採択会合議事録；
2. 様式 02-AL 号：判例公布決定；
3. 様式 03-AL 号：判例廃止の通知。

第12条 施行効力

1. 本議決は、最高人民裁判所裁判官評議会により 2019 年 5 月 23 日に採択され、2019 年 7 月 15 日から施行される。
2. 本議決は 2015 年 10 月 28 日付最高人民裁判官議会により発行された、判例の選定、公布及び適用の手続きに関する議決 03/2015/NQ-HDTP 号に代わる。
3. 法制・科学管理部は判例の精査、選定、公布及び適用業務において、最高人民裁判所長官、最高人民裁判所裁判官評議会へ助言し、支援する常設部署として任ぜられる。
4. 実施の過程において、もし補充の説明又は案内が必要となる問題が生じたときは、適時に、補充の説明又は案内のため、最高人民裁判所に対して対応を求めるよう提議する。

受領先:

- 国会常務委員会;

裁判官評議会の代表者
長官

- 国会法律委員会;
- 国会司法委員会;
- 中央内政委員会;
- 国家主席事務局;
- 首相府（２部）;
- 最高人民検察院;
- 司法省;
- 公安省;
- ベトナム弁護士連合会;
- ベトナム中央法律家協会;
- 各人民裁判所及び各軍事裁判所;
- 最高人民裁判所の各裁判官;
- 最高人民裁判所の各部署;
- 最高人民裁判所の電子ポータル;
- 留置：文書，法制・科学管理部（最高人民裁判所）

グエン・ホア・ビン

様式 01-AL 号

(2019 年 6 月 18 日最高人民裁判所裁判官評議会議決第 04/2019/NQ-HĐTP 号に添付し発行)

最高人民裁判所

ベトナム社会主義共和国

裁判官評議会

独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 20__年__月__日

会合議事録

判例の選定・採択

- 2014 年人民裁判所組織法第 22 条に基づき；

- 判例の選定, 公布及び適用の手續に関する 2019 年 6 月 18 日最高人民裁判所裁判官評議会議決第 04/2019/NQ-HĐTP 号に基づき；

____年__月__日⁽¹⁾, 最高人民裁判所裁判官評議会は, 判例の選定・採択のため, 会合を議事進行した。

I. 会合参加者：

- 会合は, 最高人民裁判所裁判官評議会構成員である____人⁽²⁾が参加した。

- 議長：_____

- 議事録作成者：_____

II. 会合の内容⁽³⁾

.....

.....
.....
III. 判例の採択表決の結果⁽⁴⁾

討論の後、裁判官評議会は表決した；結果は以下のとおり：

- 判例採択に賛成の構成員の人数：.....
- 判例採択に反対の構成員の人数：.....
- その他の意見：.....

会合は、 ____年__月__日__時__分に終了した。

議長

議事録作成者

- _____
- (1) 裁判官評議会が会合を議事進行した年月日を記載する。
 - (2) 会合に参加した最高人民裁判所裁判官評議会構成員の人数を記載する。
 - (3) 会合における発表及び討論の内容を記載する。
 - (4) それぞれの判例に対する採択の表決結果を記載する。

様式 02-AL 号

(2019年6月18日最高人民裁判所裁判官評議会議決第 04/2019/NQ-HĐTP 号に添付し発行)

最高人民裁判所

ベトナム社会主義共和国

裁判官評議会

独立 - 自由 - 幸福

番号__/QĐ-CA

ハノイ, 20__年__月__日

判例公布決定

最高人民裁判所長官

- 2014年人民裁判所組織法第 27 条に基づき；

- 判例の選定, 公布及び適用の手續に関する 2019年6月18日最高人民裁判所裁判官評議会議決第 04/2019/NQ-HĐTP 号に基づき；

- ____年__月__日付最高人民裁判所裁判官評議会の判例の選定及び採択表決の結果に基づき；

決定する：

第 1 条 最高人民裁判所裁判官評議会が採択した...⁽¹⁾ の判例を公布する（判例は添付のとおり）。

第 2 条 各人民裁判所及び軍事裁判所は, _____⁽²⁾ 日から, 審理において各判例を研究, 適用する責任を有する。

第 3 条 この決定は, 署名の日から効力を有する。

受領先：

長官

- 国会常務委員会；
- 国会法律委員会；
- 国会司法委員会；
- 中央内政委員会；
- 国家主席事務局；
- 首相府（2部）；
- 最高人民検察院；
- 司法省；
- 公安省；
- ベトナム弁護士連合会；
- ベトナム中央法律家協会；
- 各人民裁判所及び軍事裁判所；
- 各裁判官及び最高人民裁判所各部署
- 最高人民裁判所の電子ポータル；
- 留置：文書／書記室（最高人民裁判所／法制・科学管理部）

(1) 採択された判例の数を記載する。

(2) 議決第8条1項の案内に従い確定される。

様式 03-AL 号

(2019 年 6 月 18 日最高人民裁判所裁判官評議会議決第 04/2019/NQ-HĐTP 号に添付し発行)

最高人民裁判所

ベトナム社会主義共和国

裁判官評議会

独立 - 自由 - 幸福

番号__/TB-CA

ハノイ, 20__年__月__日

判例廃止の通知

最高人民裁判所長官

- 2014 年人民裁判所組織法第 27 条に基づき ;
- 判例の選定, 公布及び適用の手續に関する 2019 年 6 月 18 日最高人民裁判所裁判官評議会議決第 04/2019/NQ-HĐTP 号に基づき ;
- ____年__月__日付最高人民裁判所裁判官評議会の判例の廃止の採択表決の結果に基づき

通知:

第 1 条 以下の判例を廃止する : ⁽¹⁾

.....

.....

.....

第2条 この判例は、__年__月__日から廃止される。

受領先：

長官

- 国会常務委員会；
- 国会法律委員会；
- 国会司法委員会；
- 中央内政委員会；
- 国家主席事務局；
- 首相府（2部）；
- 最高人民検察院；
- 司法省；
- 公安省；
- ベトナム弁護士連合会；
- ベトナム中央法律家協会；
- 各人民裁判所及び軍事裁判所；
- 各裁判官及び最高人民裁判所各部署
- 最高人民裁判所の電子ポータル；
- 留置：文書／書記室（最高人民裁判

所／法制・科学管理部)

(1) 廃止される判例の番号, 名称